ひとり親家庭になったら

◆児童扶養手当　　子育て支援課　☎65－6514

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を支援し、子どもの健やかな成長を願って支給される手当です。

※　子どもは18歳まで（18歳に達する日以降、最初の3月31日まで）が対象です。
※　心身におおむね中度以上のしょうがいがある子どもは、20歳まで対象となります。

【支給要件】

★父子家庭　　次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、生計を同じくしている場合に支給されます。

①父母が婚姻を解消した子ども
②母が死亡した子ども
③母が一定のしょうがいの状態にある子ども
④母の生死が明らかでない子ども
⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

★母子家庭　　次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、母がその子どもを監護し、父と生計を同じくしていない場合に支給されます。

①父母が婚姻を解消した子ども
②父が死亡した子ども
③父が一定のしょうがいの状態にある子ども
④父の生死が明らかでない子ども
⑤その他（父が1年以上遺棄している子ども、父が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

【手当の額】

・全部支給　　月額　41,550円　　・一部支給　　月額　41,540円～9,810円

※上記は、対象の子どもが1人の場合の手当額です。
子どもが2人の場合は上記金額に5，000円の加算、3人以降はさらに3，000円ずつ加算されます。

※手当の額は、所得額に応じて決定されます。
また、所得額が一定以上ある場合は、手当は支給されません。

【支払月】毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までをまとめて支払います。
支払日　11日

◆ひとり親家庭家事援助派遣事業　　子育て支援課　☎65－6514

日常生活を営むうえで援助が必要なひとり親家庭に、家事ヘルパーを派遣します。

【対象者】

ひとり親家庭で、義務教育修了前の子どもを養育している人。

【内容】

家事ヘルパーを派遣し、炊事や掃除、子どもの身の回りの世話などをします。

【利用料】

1時間あたり　825円(ただし、所得に応じて無料になる場合があります。)

※2人以上の就学前の子どもがいる場合、2人目以降の子ども1人につき、1時間あたり550円を利用料に加算します。

※事前登録が必要です。

※原則として6か月の期間、1週間に3回、1日8時間を限度とします。